様式第2号(第3条関係)

保養施設使用料減免証明書

　　　　住所　　山梨県南巨摩郡身延町

　　　　氏名

　　　　生年月日　　　　年　　月　　日

　身延町高齢者保養施設条例施行規則第3条第5項の規定により、保養施設使用料を

（免除・減額）する。

　　　　　　年　　月　　日

身延町長

　　有効期間　　　　年　　月　　日まで

1　保養施設を利用する際、本証明書を必ず受付に提示すること。

2　本証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3　使用料の減免資格要件を失ったときは、直ちに町長に本証明書を返納しなければならない。

4　本証明書を紛失したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

5　本証明書の期間が満了したときは、その日から10日以内に町長に返納しなければならない。